平成２９年（フ）第８９号
函館市榎本町24番６－２号
債務者　山本　秀人
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９３号
函館市日乃出町２番23―104号　ジェルメ日乃出
債務者　向口　雅俊
1　決定年月日時　平成29年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
福岡県行橋市泉中央２丁目４番８号
債務者　金子　由英
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
岡山県倉敷市真備町箭田696番地85、前住所岡山県小田郡矢掛町矢掛1857番地７
債務者　藤澤　健一
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
さいたま市見沼区大字大谷389番地１　Ｐｒｅｃｉｏｕｓ　Ｃｏｕｒｔ　Ⅱ　201
債務者　桐越　由美（旧姓中森・大平）
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
埼玉県戸田市中町１丁目１番地の６　アンビシャス西川口507号室
債務者　野澤あか音
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
さいたま市桜区西堀２丁目２番７号　孝福荘202
債務者　橋本　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
さいたま市南区文蔵３丁目30番３号　文蔵住宅504号
債務者　齊藤　一男
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
愛知県北名古屋市鹿田合田233番地　レオパレスＳ・ＹⅠ202、従前の住所愛知県北名古屋市片場都６番地１
債務者　淺田　明生
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０３号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1161番地１、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2483番地１　マンション杉101
債務者　黒須　健次
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９号
栃木県大田原市薄葉2166番地　コーポ司103号
債務者　宇佐見雪江こと　凌　　雪標
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月１日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１８７号
東京都東久留米市滝山７丁目16番17号グランデュール滝山103号
債務者　土居　秀子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０３号
東京都小平市小川西町５丁目39番６－206号
債務者　横田　剛士
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０４号
東京都小平市小川西町５丁目39番６－206号
債務者　横田　直美
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８５号
東京都多摩市永山４丁目２番地９－302
債務者　冨永　　敏
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２９０号
東京都国分寺市本町２丁目24番３号ひばり荘206
債務者　高木　良子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１９号
東京都昭島市朝日町４丁目15番12―105号
債務者　比留間君枝
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部